

**2013年度 法科大学院**  
**第2回既修者入学試験問題**  
**2時限**  
**憲法・刑法(論文式)**  
**試験時間 120分**

**注意事項**

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には解答欄以外に記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答は、必ず解答用紙の解答欄に記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。解答用紙の裏面を使用する場合は「裏面に続く」と記載してください。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 貸与した六法以外の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいませんが、解答用紙の解答欄以外に記入された解答は無効とします。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

## [憲法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

※本文及び資料中に示す条例名とその条文の内容は架空のものである。

国際情勢が緊迫化する中、軍備の強化を求める世論を背景にして、政府は、核武装化をすすめる方針を決定した。これに対して、政治団体Xは、核武装化反対をスローガンとした集会を開催するため、Y市市民会館の大ホールの使用を申請した。しかし、Y市市長は、Xの集会を許可すれば、核武装化を主張する過激な政治団体Aが同集会を襲撃するおそれが十分にあり、そうした場合、会館利用者および付近住民に多大の迷惑が生ずることが予想されるとして、Y市市民会館条例3条1号(資料参照)に基づいて、Xの申請を不許可とした。なお、Y市には、市民会館の大ホール以外には、大規模な集会を開催することができる公共の場所は存在していなかった。

### 〔資料〕 Y市市民会館条例

第1条 Y市は、集会等の使用に供することを目的として、市民会館を設置する。

第3条 市民会館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、許可しないものとする。

- 1 公共の安全をみだすおそれがあると認めるとき。
- 2 略

### 設 問

Y市市長がした不許可決定について、Xはどのような憲法違反の主張ができるか、Y市側の憲法上の主張を想定しつつ述べなさい。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

## [刑法]

つぎの文章を読んで、設問に答えなさい。

Aは、医師免許を有しないのに、医師と称して美容整形行為を行っていた。Aが医師であると聞いたVは、A宅に赴き、「A先生の腕前は確かだと聞いたので、私の背中一面にある入れ墨を除去して欲しい。」と申し入れた。Aは、広範囲に存在する入れ墨を除去する施術をした経験もなく、これを実施する技量がないことも熟知していたが、成り行き上、Vの申し出を断ることもできず、これを引き受けた。Vに対する施術はA宅の地下駐車場（「手術室」と称されていた部屋）でなされたが、滅菌のための設備も、麻酔薬もなかったため、Aが施術を開始した直後から、Vは悲鳴を上げて泣き叫び、しばらくして出血多量で死亡した。この間、A宅でアルバイトとして勤務していたBは、Vの悲鳴が外に漏れないように「手術室」のドアに目張りをしていたが、これは、Aの全く預かりしらない行為であった。

### 設 問

この場合におけるA、Bの罪責について論じなさい（特別法違反の点は除く）。

（解答は全て解答用紙に記入すること）